

# 豊能町建築指導要綱施行基準

(趣旨)

第1条 この基準は豊能町建築確認取扱い指導要綱（昭和57年9月10日施行。以下「要綱」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 要綱において次の各号に挙げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 既存の区画  
住宅開発業者および公社、公団等が、住宅地開発を行った当初の区画をいう。
- 二 建築協定及び地区計画等  
建築協定、地区計画、宅地建物取引業法第35条による重要事項の説明等をいう。
- 三 環境上の障害等  
日照障害、電波障害、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭等をいう。

(一区画の敷地面積の特例)

第3条 要綱第3条に規定する町長が認めたものとは、近隣商業地域においてこの基準が適用される以前より分筆されたもの及び用途地域全域において公共公益上必要な建築物の建築を目的とする場合をいう。

(附則)

この基準は、平成14年5月16日より適用する。

(附則)

この基準は、平成20年9月19日より適用する。